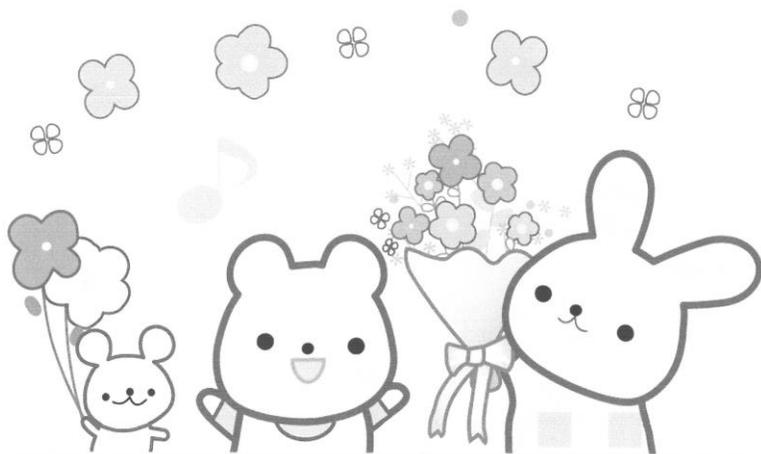


ひとり親家庭のしおい



三鷹市福祉事務所
(健康福祉部・子ども政策部)

このしおりは、母子及び父子並びに寡婦福祉法を中心にひとり親家庭に関する国や東京都の制度、三鷹市独自の制度を紹介したものです。
なお、制度等については、変更される場合もありますので、詳細については各問い合わせ先に照会してください。

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者と離婚した方
 - 未婚・非婚の方
 - 配偶者が死亡した方
 - 配偶者の生死が明らかでない方
 - 配偶者から遺棄されている方
 - 配偶者が長期間海外にいるか、又は拘禁されているためその扶養を受けられない方
 - 配偶者が精神又は身体の障がいのため、長期間働くことができない方
- ※配偶者には事実婚のパートナーも含みます。

寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、お子さんが成人した現在配偶者のない方をいいます。

それぞれの制度によって、ひとり親家庭の定義、対象の範囲、お子さんの年齢区分等が異なりますので、詳細はそれぞれの制度の説明を御覧いただくか、または窓口へお問い合わせください。

……目 次……

	利用できる方
	母子 父子
ひとり親家庭とは、寡婦とは	
こまったときの相談	
こんなとき	1 ○ ○
福祉事務所	2 ○ ○
母子・父子自立支援員	3 ○ ○
生活・就労支援窓口	4 ○ ○
民生・児童委員	5 ○ ○
手当・年金のこと	
児童手当	6 ○ ○
児童扶養手当	8 ○ ○
児童育成手当(育成手当)	11 ○ ○
ひとり親家庭等医療費助成	13 } ○ ○
乳幼児医療費助成	15 }
義務教育就学児医療費助成	17 }
国民年金保険料の免除	19 ○ ○
遺族基礎年金・遺族厚生年金	20 ○ ○
お金のこと	
生活保護	21 ○ ○
母子及び父子福祉資金	22 ○ ○
女性福祉資金	24 ○
就学援助	25 ○ ○
しごとのこと	
母子・父子自立支援プログラム策定員	28 ○ ○
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	28 ○ ○
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	30 ○ ○
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	32 ○ ○
ハローワーク(公共職業安定所)	33 ○ ○

	利用できる方 母子 父子
すまいのこと	
母子生活支援施設	35 ○
都営住宅	36 ○ ○
役立つ情報	
ひとり親福祉だより	39 ○ ○
シングルパパ・ママくらし応援ナビtokyo	40 ○ ○
こどものこと(保育・育成)	
保育所(認可保育園)	41 ○ ○
認定こども園	43 ○ ○
地域型保育施設	44 ○ ○
認証保育所	45 ○ ○
学童保育所	46 ○ ○
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	47 ○ ○
ファミリーサポート	49 ○ ○
病児保育	50 ○ ○
こどものこと(相談)	
総合保健センター	51 ○ ○
子ども家庭支援センター「りぼん」	52 ○ ○
子ども家庭支援センター「のびのびひろば」	53 ○ ○
子ども家庭支援センター「すくすくひろば」	54 ○ ○
子ども発達支援センター	55 ○ ○
児童相談所	57 ○ ○
こどもの相談	58 ○ ○
優遇制度	
JR通勤定期乗車券の割引	63 ○ ○
都営交通機関の無料乗車券	64 ○ ○
水道・下水道料金の基本料金の減免	65 ○ ○
指定収集袋の収集手数料の減免	66 ○ ○
粗大ごみ・多量ごみのごみ処理手数料の減免	67 ○ ○
各種電話相談あんない	68

こまったときの相談

こんなとき

- 突然、夫又は妻を失い、どうしたらよいのかわからないとき。
- 離婚、別居、配偶者等の暴力などで家庭事情や身の振り方に悩んでいるとき。
- 年金や手当のことを知りたいとき。
- 医療費助成について知りたいとき。
- 日常生活や家計のことや、事業をはじめたり、子どもの学費等で、お金が必要なとき。
- 住まいに困ったとき。
- 子どもの養育・しつけ・教育のことで悩んでいるとき。
- 病気等で家事や育児ができないとき。
- 内職や就職のこと、技術や資格を習得したいとき。
- 親子でレクリエーションに出かけたいとき。
- 同じ境遇の方と知りあい、語りあいたいとき。

あなたの近くによい相談相手となる人がいます。

ひとりで悩んでいないで窓口をたずねてみましょう。

福祉事務所

生活に困っている方の相談をはじめ、福祉の総合的窓口として、各区・市に設置されています。

福祉事務所では、生活保護の実施や、保育所、母子生活支援施設、障がい者(児)施設等への入所に関する相談業務を行うほか、子ども、高齢者、身体障がい者、知的障がい者の福祉や、ひとり親家庭の問題、女性の問題、家庭紛争等の相談を受ける専門の相談員が助言、指導を行っています。

相談内容によっては、専門の相談員のいる日が決まっている場合がありますので、あらかじめ電話で予約してからお出かけください。

<担当・問い合わせ先>

三鷹市役所

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

TEL 0422-45-1151 (代表)

各課又は内線番号で
お呼び出してください。

【三鷹市公式ホームページアドレス】

<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

【三鷹市公式携帯サイト】

<https://www.city.mitaka.lg.jp/i/index.html>

【みたか子育てねっとアドレス】

市が行っている、子どもに関する事業を紹介しています。

<https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/>

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、日頃かかえている悩みごとと一緒に考え、解決のお手伝いをしています。相談の内容は離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のこと、何でも構いません。

母子・父子自立支援員がお手伝いし他の専門家の協力も得ながら支援します。

電話や面接による相談が主ですが、必要があれば訪問もいたします。

相談の内容は、一切他に漏らすことはありませんので安心してお気軽にご利用ください。

- ・日 時 申し込み時にご相談ください。
- ・場 所 申し込み時にご相談ください。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係(市役所 4階42番窓口)

Tel 0422-45-1151 内線 2754

生活・就労支援窓口

生活に困っている方からの生活や就労等の相談に応じます。一人ひとりの状況に応じてプランを作成し、総合的な支援をします。必要に応じて以下の事業をご案内します。

家計改善支援事業

家計の状況を「見える化」し、家計の再生に向けた具体的なプランを提案して、相談者自らが家計管理を続けていけるように支援します。

住居確保給付金

求職活動を支えるため家賃費用（上限有）を有期間で給付します。（利用条件有）

就労準備支援事業

いろいろな課題があるため直ちに就労することが難しい方に、就労に向けた準備を支援します。

子どもの学習等支援事業

学力向上に向けた学習支援や不登校・引きこもり状態からの早期解消をはかる支援を行います。

<担当・問い合わせ先>

○生活・就労支援窓口（市役所 2 階23番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2678、2679

○子育て支援課 相談支援係（市役所 4 階42番窓口）

母子・父子自立支援員

TEL 0422-45-1151 内線 2754

民生・児童委員

民生・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱を受けて地域で活動する福祉ボランティアです。同じまちに住む身近な相談相手として、関係機関と連携しながら、生活上の心配事や子育ての悩み等の解決に向けたお手伝いをしています。

民生委員は児童委員を兼ねており、一人ひとりの委員が担当地域を持ちながら、活動しています。また、民生・児童委員の中には子どもの問題を専門に担当する主任児童委員がおり、子どもとその家族を支援しています。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密は固く守られます。困ったときは一人で抱え込まずに、地域の民生・児童委員へお気軽にご相談ください。

※お住まいの地域を担当している民生・児童委員については
下記窓口へお問い合わせください。

<担当・問い合わせ先>

地域福祉課 地域福祉係（市役所 1階17番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2615

手当・年金のこと

児童手当

中学校修了前の児童を養育している保護者等の経済的負担を軽減し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために支給される手当です。（国制度）

<対 象>

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方(留学の場合を除き、対象児童が国内に居住していることが条件です。)

公務員の方は勤務先へ申請してください。

<手当額>

子どもの年齢・人数によって手当額が変わります。児童一人あたりの支給月額はおおりのとおりです。

0歳～3歳未満（一律）	月額 15,000円
3歳～小学校6年生【第1子、第2子】	月額 10,000円
3歳～小学校6年生【第3子以降】	月額 15,000円
中学生（一律）	月額 10,000円

<所得制限>

次の所得制限表にある所得制限限度額以上の場合
対象児童一人あたりの支給額（一律） 月額 5,000円

【所得制限表】

扶養親族等の人数	所得制限限度額	収入額(参考)
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定		

(注) 所得の高い方の保護者の所得で審査します。

<支給開始月>

申請月の翌月。ただし、児童の誕生日、申請者の転入日
(転出予定日)の翌日から月をまたいで15日以内の申請の場合
は、申請月。

<定例支給月・支給方法>

毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月までの4か月分の
手当を銀行振込により支給します。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係(市役所4階43番窓口)
TEL 0422-45-1151 内線 2751~2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→児童手当」のページもご覧ください。

児童扶養手当

18歳到達後の最初の3月31日まで（一定の障がいの状態にある場合は20歳未満）の児童を養育している母子家庭、父子家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を支援するとともに、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。（国制度）

<対 象>

次のいずれかの状態にある児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）に支給されます。

- 1 父母が婚姻を解消した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- 6 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 7 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 婚姻によらないで生まれた児童
- 9 父母が不明な児童（棄児等）

<支給制限>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。

○児童又は手当の請求者が日本国内に住所を有しない場合

- 児童が児童福祉施設等（通所施設等を除く。）に入所している場合又は里親に委託されている場合
- 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし、重度の障がいのある場合を除く。）と生計を同じくしている場合
- ※児童扶養手当より低額の公的年金給付を受けることができます。また、障害基礎年金の受給者は、障害基礎年金の子の加算部分の額との差額分を児童扶養手当として受給することができます。

<所得制限>

受給資格者と認定されても、受給資格者本人・配偶者・扶養義務者等の前年（1月から9月までの請求については前々年）の所得が、次の所得制限表にある所得制限限度額以上のときは、手当の全部又は一部が支給停止となります。

【所得制限表】

扶養親族等の人数	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	★全部支給	☆一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

(注) 受給者資格者の所得だけではなく、同居する扶養義務者等の所得も審査の対象になります。

<手当額（児童の人数に応じて増額）>

★全部支給	1人	2人	3人	4人
月 額	43,160円	53,350円	59,460円	65,570円
☆一部支給	1人	2人	3人	4人
月 額	43,150円～10,180円まで、所得に応じて10円単位で決定			

<2人目以降の支給単価の増額>

2人目の支給月額最高10,190円、3人目以降の支給月額は最高6,110円になります。（所得に応じて支給単価を下げる一部支給あり。）

<定例支給月・支給方法>

毎年1・3・5・7・9・11月に、それぞれ前月までの2か月分の手当を、銀行振り込みにより支給します。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→児童扶養手当」のページもご覧ください。

児童育成手当 (育成手当)

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭、父子家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を支援するとともに、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。（東京都制度）

<対 象>

原則として児童扶養手当の受給資格者と同じです（7ページ参照）が、公的年金給付を受けていても手当を受けることができます。

<支給制限>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。

- 児童が児童福祉施設等（通所施設等を除く。）に入所している場合又は里親に委託されている場合
- 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし、重度の障がいの状態にある場合を除く。）と生計を同じくしている場合

<所得制限>

受給資格者と認定されても、受給資格者本人の前年の所得が、次の所得制限表にある所得制限限度額以上のときは、手当は支給されません。

【所得制限表】

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

<手当額>

児童1人について月額 13,500円

<定例支給月・支給方法>

毎年2月・6月・10月に、それぞれ前月までの4か月分の手当を銀行振込により支給します。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→児童育成手当」のページもご覧ください。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日まで(中程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)の児童を養育している母子家庭、父子家庭等(以下「ひとり親家庭等」といいます。)の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します。(東京都制度)

<対象>

原則として児童扶養手当の受給資格者と同じです(7ページ参照)が、公的年金給付を受けていても助成を受けることができます。ただし、国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

<所得制限>

児童扶養手当に準拠しています。

所得制限限度額以上の場合は、助成を受けることができません。

<医療証>

対象になる方には、「マル親医療証」を発行します。

有効期間は、医療証の交付申請の日からその申請の日の属する年の12月31日までです(1月1日に更新)。

<助成される医療費>

- ・住民税が非課税世帯
保護者と対象児童の保険診療適用医療費の自己負担分の全部
- ・住民税が課税世帯
保護者と対象児童の保険診療適用医療費の自己負担分の一部（1割負担に軽減されます。）

<助成されない医療費>

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）
TEL 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→ひとり親家庭等医療費助成制度」のページもご覧ください。

乳幼児医療費助成（マル乳）

6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児を養育している方に対して、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため医療保険の自己負担分の全部を助成します（東京都制度）。

<対象>

原則として児童手当の受給資格者と同じです（5ページ参照）。ただし、乳幼児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

<所得制限>

所得制限はありません。

<医療証>

対象になる方には、「マル乳医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです（10月1日に更新）。

<助成される医療費>

保険診療適用医療費の自己負担分の全部

<助成されない医療費>

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→乳幼児医療費助成制度」のページもご覧ください。

義務教育就学児医療費助成 (マル子)

6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの義務教育就学児を養育している方に対して、義務教育就学児の保健の向上と健やかな育成を図るため、医療保険の自己負担分の一部又は全部を助成します（東京都制度）。

<対象>

原則として児童手当の受給資格者と同じです（5ページ参照）。ただし、義務教育就学児が国民健康保険又は社会保険に加入していること、生活保護を受けていないことも、助成の条件になります。

<所得制限>

対象児童が小学生の場合は、所得制限はありません。

中学生の場合は、所得制限があります。（所得制限限度額は児童手当に準拠）

<医療証>

対象になる方には、「マル子医療証」を発行します。

有効期間は、対象となった日の属する月の翌月の末日までに申請した場合は対象となった日、それ以外は申請をした日の属する月の初日から最初の9月30日までです（10月1日に更新）。

<助成される医療費>

保険診療適用医療費の自己負担分のうち、次の額を助成します。

- ・通院…1回につき200円（上限）を除いた額。通院に伴う調剤費は全額
- ・入院…全額（食事療養費は除く。）

<助成されない医療費>

予防接種、健康診断料、入院時の食事療養費、差額ベッド代等の保険診療適用外の医療費は、助成の対象外になります。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→助成・手当→義務教育就学児医療費助成制度」のページもご覧ください。

国民年金保険料の免除

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合等に、保険料が免除されます。また、平成31年2月以降に出産した場合に産前産後期間の保険料が免除される制度があります。詳しくは担当窓口へおたずねください。

<担当・問い合わせ先>

- 市民課 庶務・年金係

TEL 0422-45-1151 内線 2394・2395

- 武蔵野年金事務所

〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18

TEL 0422-56-1411 FAX 0422-56-2449

- 日本年金機構（年金に関する一般的なお問い合わせ）

ねんきん加入者ダイヤル

TEL 0570-003-004（ナビダイヤル）

TEL 03-6630-2525（一般電話）

電話の受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日

はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページアドレス

<https://www.nenkin.go.jp/>

遺族基礎年金

国民年金に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。（19ページ参照）

遺族厚生年金

厚生年金保険に加入している人等が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫又は祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。（19ページ参照）

お金のこと

生活保護

病気や失業等で収入が途絶えた場合や就労していても収入が少ない場合等で、生活に困っている方には、国の生活保護制度があります。

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に、最低限度の生活を保障し、合わせてその自立を助長することを目的としています。また、能力や資産等を活用することを要件としています。

厚生労働大臣が世帯ごとに定めた基準をもとに、最低生活費を算定し、世帯全体の収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を支給します。また、その世帯の自立に向け、地区担当員が家庭訪問等を行って世帯の実態を把握し、状況に応じた支援を行っていきます。

<担当・問い合わせ先>

○生活福祉課（市役所 2 階21番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2677

○子育て支援課 相談支援係（市役所 4 階42番窓口）

母子・父子自立支援員

TEL 0422-45-1151 内線 2754

母子及び父子福祉資金

母子家庭の母又は父子家庭の父等が生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行っています。※貸付金の種類、限度額などは22ページをご覧ください。

<貸付けを受けられる方>

都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子を扶養している方

<連帯保証人>

原則として都内に6ヶ月以上居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

<貸付金額>

必要金額を伺いながら母子・父子自立支援員と相談の上、決定します。

<償還方法>

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還となります。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2754・2755

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→東京都母子及び父子福祉資金」のページもご覧ください。

東京都母子・父子福祉資金貸付金一覧

令和3年4月1日現在

貸付金の種類	内容	限度額	
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,030,000円	7年以内
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,520,000円	7年以内
技能習得資金	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	習得期間中(5年以内) 月額68,000円	20年以内
修業資金	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000円	6年以内
医療介護資金	母、父又は児童が、医療を受けるため又は母又は父が介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 340,000円 介護 500,000円	5年以内
生活資金	技能習得期間中(貸付期間5年以内)の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円	20年以内
	医療又は介護を受けている期間中(1年以内と見込みの場合)の生活を維持するために必要な資金	医療介護期間中 月額105,000円	5年以内
	母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3ヶ月以内)	生活安定期間中 月額105,000円 養育費取得のための裁判費用の場合 (12月相当)1,260,000円	8年以内
	失業している期間中の生活を維持するために必要な資金(離職した日の翌日から1年以内)	失業期間中 月額105,000円	5年以内
住宅資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金	1,500,000円	6年以内
		災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	7年以内
転宅資金	転居に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合です。)	260,000円	3年以内
結婚資金	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年以内
修学資金	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、食費、教科書代など) ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	学年別各種 月額 27,000円～ 183,000円	20年以内 (専修学校(一般)は5年以内)
就学支度資金	児童が小学校・中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(受験料、入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により貸付けの対象外となる場合があります。	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円	20年以内 (専修学校(一般)は5年以内)
		学年別各種 160,000円～590,000円	

女性福祉資金

女性の経済的自立と安定した生活を送るために、各資金の貸付を行っています。（母子及び父子福祉資金とは資金の種類が一部異なります。）

※ご利用になりたい方は、あらかじめ電話等で予約の上、母子・父子自立支援員とご相談ください。

<貸付けを受けられる方>

都内に6ヶ月以上(※)お住まいの配偶者がいない女性で

- ①親、子、兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
- ②年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方又は婚姻歴のある40歳以上の方

※修学・就学支度資金は申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。

<保証人>

原則として、現に都内に居住し独立して生計を営んでいる方で、この資金について他に保証をしていない方1人が必要です。

<貸付金額>

23ページと同じです。

<償還方法>

22ページと同じです。

<担当・問い合わせ先>

22ページと同じです。

就学援助

子どもの進学就学のためにお金が必要なときは、母子及び父子福祉資金の貸付制度のほかにも育英資金、奨学金や就学援助などの制度や中学3年生・高校3年生の受験生を支援する事業があります。

ご利用には要件がありますので、詳細は各団体等にお問い合わせください。

義務教育就学援助

<問い合わせ先>

教育委員会 学務課 学務係

TEL 0422-45-1151 内線 3233

または在学する学校へ

受験生チャレンジ支援貸付事業

<問い合わせ先>

社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会

〒181-0004三鷹市新川6-37-1

元気創造プラザ3階福祉センター

TEL 0422-46-1108

FAX 0422-49-8437

ホームページアドレス

<https://www.mitakashakyo.or.jp/fukushishikin>

就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金

私立高校には学費負担を軽減する制度があります。

<申請先>

在学校

<申請時期>

6月頃（毎年度申請が必要です）

<問い合わせ先>

各学校又は東京都私学就学支援金センター

Tel 03-5206-7814

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都育英資金

<問い合わせ先>

公益財団法人 東京都私学財団 育英資金担当

Tel 03-5206-7929

ホームページアドレス

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

日本学生支援機構奨学金

<問い合わせ先>

独立行政法人 日本学生支援機構または在学校

ホームページアドレス <https://www.jasso.go.jp/>

日本政策金融公庫「国の教育ローン」

<問い合わせ先>

お近くの日本政策金融公庫

教育ローンコールセンター

TEL 0570-008656(ナビダイヤル)

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後9時

土曜日 午前9時～午後5時

(日曜日、祝日、12月31日～1月3日を除く)

ご利用いただけない場合は、03(5321)8656までおかけ
ください。

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

交通遺児育英会奨学金

<問い合わせ先>

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

TEL 0120-521-286(フリーダイヤル)

TEL 03-3556-0773 FAX 03-3556-0775

受付時間：午前9時～午後5時30分

(土・日曜日、祝日

年末年始及び創立記念日5月2日は休業)

ホームページアドレス <https://www.kotsuiji.com/>

病気、災害遺児育英制度

<問い合わせ先>

あしなが育英会 奨学課

TEL 0120-77-8565(フリーダイヤル)

(土・日曜日、祝日を除く)

ホームページアドレス <https://www.ashinaga.org/>

しごとのこと

母子・父子自立支援プログラム策定員

児童扶養手当受給者(生活保護受給者を除く。)の自立・就業支援のために、ひとり親家庭の母又は父の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや『東京都ひとり親家庭支援センター はあと』と緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行います。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係 (市役所 4階42番窓口)

Tel 0422-45-1151 内線 2755

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父の就業を支援するため、教育訓練に関する講座を受講した場合に、その入学金及び受講料等の一部を助成し、自立に役立てていただくものです。

受講開始前に、受講する教育訓練講座の指定申請が必要ですので、必ず受講前に担当にご相談ください。

<対象者>

三鷹市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であり、以下の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方又は児童扶養手当の支給の要件と同等の所得水準にある方
- ②申請する教育訓練講座を受講することが就業を促進すると市長が認める方
- ③過去にこの給付金を受給していない方
- ④給付金の支給申請の日まで三鷹市に居住している方

※生活保護を受けている方は、対象となりません。

<支給対象資格>

介護職員初任者研修、医療事務、介護技術講習、MOS、簿記検定、宅地建物取引士、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、その他の国家資格で就業を容易にするために必要な資格として市長が認める資格。

<支給対象講座>

厚生労働大臣指定教育訓練講座であること。

詳しい講座情報はこちらのホームページアドレスから

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

<支給内容>

指定教育訓練講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額を支給します。(上限は修行年数×20万円。ただし、80万円を超える時は80万円。1万2千円を超えない場合は支給しません。)

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所 4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2755

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため養成機関において修業している場合に一定の経済的支援を行います。

※事前相談がなかった場合は支給できません。

<対象者>

三鷹市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で修業を開始した日から対象講座修了までの日において以下の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
- ②修業年限1年以上（注）の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる方
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④原則として過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の支給を受けていない方

※生活保護を受けている方は、対象となりません。

（注）令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合は、修業期間6月以上

（厚生労働大臣指定教育訓練講座であることなど条件があります。詳細はお問い合わせください。）

<支給対象資格>

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他の国家資格や、デジタル分野等の民間資格で就業を容易にするために必要な資格として市長が認める資格。

<支給内容>

・訓練促進給付金

月額70,500円(住民税非課税の方は月額100,000円)を修業期間の全期間(その期間が4年を超える場合は、4年)

修業期間の最後の12か月(修業期間が12月未満であるときは当該期間)は支給月額を40,000円増額します。

ただし申請月からの支給となります。

・修了支援給付金

25,000円(住民税非課税の方は50,000円)を支給。ただし、事前相談した上で対象訓練修了後30日以内に必要書類を揃えて申請した場合に支給します。

※申請者と同一世帯の家族の住民税課税状況も要件です。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係(市役所4階42番窓口)

TEL 0422-45-1151 内線 2755

高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子どもに対し、学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的に、ひとり親家庭の親又は子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。

<対象者>

市内に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のいない女子及び配偶者のいない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）又は子どもであって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- ①児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にある者であること
- ②支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること
- ③過去に当給付金の支給を受けていない者であること

<支給内容>

・受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とする。

・合格時給付金

受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は15万円とする。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所 4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2754

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者の希望と能力、適正にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。

また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。さらに、必要な場合は公共職業訓練のあっせんも行います。

新たに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばいいか迷っているときは、ハローワーク（公共職業安定

所)に相談しましょう。

職業紹介、相談は無料で、個人の秘密は守られます。

<担当・問い合わせ先>

○ハローワーク三鷹

〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18

TEL 0422-47-8609 FAX 0422-49-0601

利用時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

定休日：土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【ハローワークインターネットサービスアドレス】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

○マザーズハローワーク東京

(女性と子育て中の女性のための就職支援)

〒150-0002 渋谷区渋谷1-13-7

ヒューリック渋谷ビル3階

TEL 03-3409-8609

利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

定休日：土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

マザーズハローワークホームページアドレス

<http s ://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-mother/>

○マザーズハローワーク立川

〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階

TEL 042-529-7465

利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

定休日：土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

すまいのこと

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子世帯が生活する児童福祉施設です。それぞれがかかえる子育てや生活上の問題などについて、その母と子にそった解決を図りながら自立した生活ができるよう援助します。

<援護の内容>

居室を提供するほか、母子支援員による自立支援、就労支援等や、少年指導員による子どもの学習指導等を行っています。

<費用>

所得に応じて費用を負担していただきます。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2754・2755

★「みたか子育てねっと→施設情報→その他の子育て支援施設→母子生活支援施設」のページもご覧ください。

都営住宅

種 類	募集時期
抽選方式 (優遇抽せん有)	5月・11月
ポイント方式 (優遇制度無)	8月・2月

○優遇抽せん

抽せん方式による募集では、ひとり親（母子・父子）世帯等について、募集地区の一部で当選率が一般世帯より高くなります。（抽せん番号が7つ付番されます）

優遇抽せん等については、都営住宅募集案内をご確認ください。

○ポイント方式

応募者について、ひとり親（母子・父子）世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯等や、現在住んでいる住宅の状況について、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を入居資格審査対象者として登録するものです。

なお、低順位となった方は実態調査をすることはありません。また、ポイント方式による募集に優遇制度はありません。

募集内容等が決まり次第、「東京都住宅供給公社ホームページ」、「都営住宅・都民住宅募集の総合案内テレホンサービス」、「広報東京都」、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」等でお知らせします。

前頁の年4回の定期募集のほか、三鷹市内に居住している方を対象とした地元募集を前頁以外の日程で募集することがあります。（募集によって、市内居住年数が定められている場合があります。）

地元募集の時期は未定です。詳細については、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」でお知らせします。

<応募資格>

- 1 都内に居住していること（ポイント方式は継続して3年以上の居住が必要です。）
- 2 申込者本人が配偶者（内縁の夫・妻及び婚約者を含む）のいない方であり、同居親族が20歳未満の子（※1）だけであること

※1「20歳未満の子」の基準日は都営住宅募集案内で確認してください。

- 3 世帯の所得が定められた基準内であること
- 4 住宅に困っていること
- 5 入居する方が暴力団員でないこと

<申込み用紙の配付>

募集期間中に限り、市役所都市計画課、各市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター、各窓口センターで配付します。（土・日曜日、休日は、都庁及び三鷹駅前市政窓口（※2）に限り配布します。）

※2 三鷹駅前市政窓口の受付時間等は下記のとおりです。

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時30分

土曜日、第2・第3・第4日曜日

午前9時～午後5時

詳しくは、三鷹駅前市政窓口へお問い合わせください。

<担当・問い合わせ先>

都市計画課 住宅政策係 TEL 0422-45-1151 内線 2813

東京都住宅供給公社募集センター TEL 03-3498-8894

都営住宅・都民住宅募集の総合案内テレホンサービス

TEL 03-6418-5571

聴力障害者の方で、上記テレホンサービスの内容をお知り
になりたい方は、下記までFAXでお知らせください。

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

FAX 03-3409-4527

(総合案内テレホンサービスは、プッシュ音の出ない電話
からは、ご利用になれません。)

<市政窓口>

・三鷹駅前市政窓口 下連雀3-24-3-202

三鷹駅前協同ビル2F

TEL 0422-42-5678

・三鷹台市政窓口 井の頭2-13-2

TEL 0422-42-0511

・三鷹東部市政窓口 中原1-29-35

TEL 03-3326-8805

・三鷹西部市政窓口 野崎3-28-11

TEL 0422-33-4531

役立つ情報

ひとり親福祉だより

市内にお住まいのひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の方に福祉の制度をお知らせするとともに、ひとり親世帯の方々との交流の場にするため、ひとり親福祉だよりを発行しています。

- ・発行頻度 年1回
- ・入手方法 子育て支援課窓口

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2754・2755

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→ひとり親福祉だよりの発行」のページもご覧ください。

シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo

東京で暮らすひとり親の方や、これからひとり親になる方やなるかもしれない方に、役立つ情報を提供しています。また、コラムやお悩みFAQ、ひとり親に役立つセミナー・イベント情報、民間団体の紹介なども掲載しています。

「東京都 シングルママ」「東京都 シングルパパ」で検索

ホームページアドレス

<https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

こどものこと（保育・育成）

保育所（認可保育園）

保護者が児童（生後57日以降～小学校就学前）の保育をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

<入所対象>

児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にあり、かつ同居の親族その他の人が当該児童を保育することができない場合

- 就労（フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働等、すべての就労）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用優先度が調整される場合があります。

<保育内容>

児童の生命の保持や情緒の安定等の養護的な側面と、発達段階に応じた乳幼児期にふさわしいあそびや活動等を実施する等の教育的な側面を一体的に行っています。

<開所時間>

11時間開所しています。保護者の就労時間及び通勤時間の状況や家庭の状況を考慮して、1時間から4時間の延長保育を行っています。

<費用>

扶養義務者の負担能力に応じて市の長が定めた額。延長保育を利用する場合は、これとは別に延長保育料がかかります。

※その他、詳細については担当窓口におたずねください。

※令和元年10月より、3歳～5歳クラスの児童は無償となっています（一部費用を除く）。

<担当・問い合わせ先>

子ども育成課（市役所4階45番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2732～2734

★「みたか子育てねっと→施設情報→保育施設→認可保育園」のページもご覧ください。

認定こども園

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、一時保育や子育て相談等、地域の子育て支援も行う施設の総称です。対象年齢等は施設によりさまざまです。市内には、幼稚園型認定こども園が1園、保育所型認定こども園が1園あります。

<入園対象>

保育が必要なお子さんは、保育所と同様。

保育が必要でないお子さんは、園と直接契約となります。

<開所時間>

保育が必要なお子さんは、原則1日11時間の範囲での利用となります。原則、日曜日・国民の祝日・年末年始以外は開園していますが、施設によっては土曜日を休日としている園もあります。

保育が必要ないお子さんは、原則昼過ぎまでの利用となります。一般の幼稚園と同様、夏休み・冬休み等がある園もあります。

<費用>

扶養義務者の負担能力に応じて市の長が定めた額。保育の必要性の有無により、金額が異なります。また、入園料や教材費・施設費等、別途費用がかかる施設もあります。

入園方法等、詳細については担当窓口や各施設におたずねください。

※令和元年10月利用分より、3歳～5歳クラスの児童は無償となりました（別途費用除く）。

<担当・問い合わせ先>

子ども育成課（市役所4階45番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線2732～2738

★「みたか子育てねっと→施設情報→保育施設→認定こども園」のページもご覧ください。

地域型保育施設

地域型保育施設とは、原則定員19名以下の少人数の単位で0歳児から2歳児の児童を保育する施設の総称です。現在は、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の3種類があります。

<入所対象>

保育所と同様

<開所時間>

原則11時間開所ですが、一部、8時間専用施設があります。施設によって、延長保育を実施しているところもあります。

<費用>

保育所と同様ですが、施設との直接契約となるため、徴収については施設からとなります。

<担当・問い合わせ先>

子ども育成課（市役所4階45番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2736

★「みたか子育てねっと→施設情報→保育施設→地域型保育施設」のページもご覧ください。

認証保育所

就学前までの児童の保育を必要とする方が、直接利用契約を結ぶ認可外保育施設で、13時間以上の開所、0歳児保育の実施を義務付け、都が定めた設備等の基準を満たした保育施設です。

<開所時間>

13時間以上開いていますが、開始、終了時間は各保育所によって異なります。

<費用>

各保育所が定めます。ただし、月220時間以下の利用の場合の月額は、3歳未満児は80,000円、3歳以上児は77,000円を上限としています。

<担当・問い合わせ先>

お問い合わせ・お申し込みは直接各保育所へ。

★「みたか子育てねっと→施設情報→保育施設→認証保育所」のページもご覧ください。

学童保育所

学童保育所は、小学生を対象として保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に児童を育成できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

<入所対象>

原則として三鷹市在住の、小学校第1学年から第3学年の児童（障がいのある児童は第4学年まで）。

なお、育成時間、育成料等詳しくは窓口にお問い合わせください。

<担当・問い合わせ先>

児童青少年課（市役所4階41番窓口）

Tel 0422-45-1151 内線 2711～2714

※令和4年4月1日からの入所の一斉申込は、令和3年10月頃から行う予定です。正式な日程は広報・HPをご確認ください。

★「みたか子育てねっと→施設情報→学童保育所」のページもご覧ください。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

三鷹市内にお住まいのひとり親世帯等の方が、日常生活にお困りのとき等に、育児や食事の世話等をお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

<対象家庭>

三鷹市内に居住する中学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしていると認められる家庭

- 1 ひとり親となって2年以内であり、生活環境が激変したため、支援を必要としている場合
- 2 ひとり親家庭の親が技能の習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- 3 ひとり親家庭の親が就職活動、又は母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立の促進に必要があると認められる場合
- 4 ひとり親家庭の親又は義務教育修了前の児童が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合
- 5 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭の親が就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる場合（所定内労働時間の就業を除く。）
- 6 その他ひとり親家庭のためにホームヘルプサービスが必要と認められる場合

<派遣回数と派遣時間>

派遣回数は、1日1回、月12回までです。

派遣時間は、午前7時から午後10時までの間で、1時間を単位として1日1時間以上8時間までです。

<援助内容>

食事の支度、掃除、洗濯、被服の補修、子どもの世話等

<費用>

所得に応じて費用負担があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2754

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」のページもご覧ください。

ファミリー・サポート

三鷹市内に住んでいる方で、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と子育ての援助ができる人（援助会員）との相互援助活動をコーディネートしています。

お預かりするお子さんは、生後3ヶ月から小学校4年生までのお子さんが対象です。

まずはご連絡、ご相談ください。

※ ご利用には事前に会員登録が必要です。

<援助会員への謝礼金>

午前7時30分～午後6時30分 (月～金曜日)	1時間800円
上記以外の時間帯 土・日曜日、祝日	1時間1,000円

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時

登録受付時間は午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

<担当・問い合わせ先>

ファミリー・サポート・センター

〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12

三鷹市中央通りタウンプラザ3階 のびのびひろば内

TEL 0422-76-6817 FAX 0422-45-7702

★「みたか子育てねっと→ファミリー・サポート」のページもご覧ください。

病児保育

保育園等の集団保育が困難な病気の回復期にある児童、病気の回復期には至らないが、当面症状の急変が認められない児童に対し、医師が保育可能と認めた児童を対象に、保護者が仕事などのため保育できないときにお預かりします。

※ ご利用には事前登録が必要です。

<対 象>

三鷹市内に住所がある生後4ヶ月～小学校就学前までの児童

※ 保育時間や利用料など詳細はお問い合わせください。

<所在地&問い合わせ先>

所在地	問い合わせ先
あきやまルーム (下連雀3-45-16 3階)	あきやま子どもクリニック 上連雀4-3-3 TEL 0422-70-5777
ポピンズルーム杏林 (新川4-11-17)	ポピンズルーム杏林 新川4-11-17 TEL 0422-24-2153

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→病児保育」のページもご覧ください。

こどものこと（相談）

総合保健センター

総合保健センターでは、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を行っています。

妊婦健康診査・乳幼児健康診査・予防接種や大人の方の健康に関することなど、様々な相談に応じ、保護者が安心して子育てできるよう育児支援を行います。

- 妊娠に関すること
- 育児に関すること
- 栄養・歯科に関すること
- 乳幼児健康診査に関すること
- 予防接種に関すること
- 保護者の心と体に関すること

<担当・問い合わせ先>

総合保健センター

〒181-0004 三鷹市新川6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階

TEL 0422-45-1151 内線 4226～4228

(予防接種：4203・4204)

子ども家庭支援センター「りぼん」

三鷹市の子どもと家庭に関する総合相談の拠点施設です。
身近な子育ての不安から児童虐待まで、子ども（18歳未満）と家庭に関するあらゆる相談に対応し、内容に応じて専門機関と連携し支援を行います。

また、次の事業の調整を行います。

○子どもショートステイ

満2歳から小学校6年生までのお子さんが対象

○育児支援ヘルパーの派遣

退院日の翌日から子が1歳になるまでが対象

○ふたご家庭サポーターの派遣

3歳未満の双子や三つ子のお子さんがいる方が対象

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）

○利用者支援

相談員が市内の各種保育サービスをお調べしたり、相談をお受けします。

※要件・費用等詳細は、お問い合わせください。

- ・受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

<担当・問い合わせ先>

子ども家庭支援センターりぼん

〒181-8505 三鷹市下連雀9-11-7 教育センター2階

Tel. 0422-40-5925

★「みたか子育てねっと→施設情報→その他の子育て支援施設→子ども家庭支援センター→子ども家庭支援センターりぼん」のページもご覧ください。

子ども家庭支援センター「のびのびひろば」

子育てサービスの調整や地域で安心して預けられる場を提供します。また、次のサービス事業の登録、受付、調整も行っています。

○一時保育

生後3カ月から小学校就学前のお子さんが対象

○トワイライトステイ

認可保育園や小学校に通っている生後3ヶ月から中学校就学前のお子さんが対象

○特定一時保育

生後3カ月から小学校就学前のお子さんが対象

○利用者支援

相談員が市内の各種保育サービスをお調べしたり相談をお受けします。

- ・受付時間 月～土曜日 午前8時30分～午後7時
登録受付時間 午前9時～午後4時30分
(日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

※利用時間・費用等詳細は、お問い合わせください。
相談は無料です。

<担当・問い合わせ先>

子ども家庭支援センターのびのびひろば

〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12

三鷹市中央通りタウンプラザ3階

TEL 0422-40-2926

★「みたか子育てねっと→施設情報→その他の子育て支援施設→支援センター・おやこひろば→子ども家庭支援センターのびのびひろば」のページもご覧ください。

子ども家庭支援センター「すくすくひろば」

0歳から3歳（4歳になる年度の3月まで）の乳幼児とその保護者を対象に、あそびや交流の場の提供や育児講座等を行う等、子育てを支援する場です。

○子どもと子育てに関する相談

○利用者支援

相談員が市内各種保育サービス等の情報をお調べしたり、相談をお受けします。

○わいわいひろば

親子で自由に遊べるスペースです。

○サロンコーナー

○あそびましょ

年齢別・少人数のあそびを企画します。

○子育てグループ室

子育てグループの皆さんにお部屋をお貸しします。

ご利用の1ヶ月前から申込みを受付けます。

詳しくはお問い合わせください。

- ・受付時間 月～土曜日 午前10時～午後4時30分
(日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

<担当・問い合わせ先>

子ども家庭支援センターすくすくひろば

〒181-0013 三鷹市下連雀4-19-6

TEL 0422-45-7710 利用者支援担当 TEL 0422-24-8580

★「みたか子育てねっと→施設情報→その他の子育て支援施設→子ども家庭支援センター・おやこひろば→子ども家庭支援センター・すくすくひろば」もご覧ください。

子ども発達支援センター

子ども発達支援センターで実施している事業です。地域全体で子どもの成長を支え、全ての子どもの健やかな育ちを支援します。

子育てステーションたかのこ(子育て・発達の相談)

子育てのあらゆるご相談をお受けします。

<発達についてのご相談>

歩き始めが遅い、言葉がおそい、落ち着きがない、こだわり、かんしゃくがあるなど発達面で気になることや、子どもに対する関わり方について悩んでいることはありませんか？0歳から18歳までのお子さんとその保護者のご相談をお受けします。就学前のお子さんには、必要に応じ専門発達支援を行っています。

<子育て・子育て支援サービス利用の相談>

市内の各種保育サービス等の情報を、相談員がお調べしたり、子育てについての相談をお受けします。

・受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

親子ひろば ひよこ

0歳から3歳（4歳になる年度の3月まで）の乳幼児とその保護者を対象に、遊びや交流の場の提供や保育講座等を行う等、子育てを支援する場です。

・利用時間 月・水・木曜日 午前10時30分～午後4時30分
火・金曜日 午後1時～4時30分

一時保育 ほしのこ

三鷹市にお住まいの方や、元気創造プラザを利用される方の1歳から小学校に入るまでの集団保育が可能なお子さんを保育室でお預かりします。

・利用時間 月・水・木曜日 午前9時～午後5時
火・金曜日 午後1時～5時

※一時保育ほしのこは費用がかかります。

利用には登録が必要です。

<担当・問い合わせ先>

子ども発達支援センター

〒181-0004 三鷹市新川6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ1階

TEL 0422-45-1122 一時保育専用 TEL 0422-45-1133

児童相談所

18歳未満の子どもの養育・育児・しつけ・障がい等、子どもについての悩みごとの相談に対応しています。

児童相談所では、児童福祉司・児童心理司・医師等の専門職員がさまざまな相談に応じ、適切な助言・援助を行っています。相談は無料で、個人の秘密は守られます。

<担当・問い合わせ先>

杉並児童相談所

〒167-0052 東京都杉並区南荻窪 4-23-6

Tel 03-5370-6001 FAX 03-5370-6005

相談受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

ホームページアドレス

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/info/jisou_info/suginami.html

※ 電子メールでのご相談はできません。

上記時間を含め、児童相談所全国共通ダイヤル189で、24時間365日相談を受け付けています。なお、来所される場合は、あらかじめ予約していただくとお待たせすることなく相談できます。

こどもの相談

子育て相談室

「みたか子育てねっと」では、インターネットによる相談を受け付けています。「なかなか日中相談する時間がない」「電話ではちょっと・・・」という方もお気軽にご利用ください。

★「みたか子育てねっと→相談する→子育て相談室」のコーナーからお入りください。

教育相談・就学相談

教育相談、就学相談等の相談に応じています。

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーク機能を有する同一のスクールカウンセラーを学園ごとに配置し、小・中一貫した相談や支援を継続して行っています。

<担当・問い合わせ先>

教育委員会 学務課 総合教育相談室

〒181-8505 三鷹市下連雀9-7-11

三鷹市教育センター2階

TEL 0422-45-1151 事務局 内線 3291

教育相談 内線 3253

就学相談 内線 3258

教育相談

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子どもの性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、高校への進級・進路等に関する相談を子どもたちや保護者、学校の先生から受け付けています。相談にかかわる秘密は守りますので、安心してご相談ください。

<担当・問い合わせ先>

教育相談一般・いじめ相談ホットライン TEL 0120-53-8288
(24時間365日対応)

高校進級・進路・入学相談 TEL 03-3360-4175
月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

メールによる相談受付

[https://www.e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/
index.html](https://www.e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html)

こころの相談

多摩府中保健所では、精神保健福祉相談を行っています。
(不登校、ひきこもり、暴力、その他こころの相談等。)
居住地区の担当保健師が相談に応じます。また、専門医による相談も行っています。いずれも予約が必要ですので、事前に保健師までご相談ください。

長期療養児の相談

長期にわたる病気や、重症心身障害や医療的ケアをお持ちのお子さんの相談をお受けしています。

<担当・問い合わせ先>

多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第二担当

〒183-0022 東京都府中市宮西町1-26-1

東京都府中合同庁舎内

TEL 042-362-2334 (代表) FAX 042-360-2144

月～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページアドレス

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/
tamafuchu](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamafuchu)

養育費の相談

養育費は子どものためのものです。離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

具体的には、①養育費の額、②支払期限（毎月決めた日までなど）、③支払期間（一般的には子どもが20歳になるまで）④入学金や医療費などの臨時的費用負担、⑤支払方法（口座振込など）など、複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくといでしょう。

取り決めた内容を書面に残しましょう。協議離婚の場合は、「公正証書」を作成し、話し合いができない場合は、家庭裁判所の調停を利用しましょう。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 相談支援係（市役所 4階42番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2754

弁護士との法律相談（要予約）

月・火・水・金曜日（祝・年末年始は除く）

午後1時～午後3時30分（一人30分）

相談・情報課（市役所 2階）にて予約

TEL 0422-45-1151 内線 2219 2215

電話相談

○子どもの権利擁護専門相談事業（東京子供ネット）

いじめ・体罰・虐待等子どもの権利侵害に関する相談

TEL 0120-874-374（フリーダイヤル）

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

（12月29日～1月3日を除く）

TEL 0120-874-376（メッセージダイヤル）※ 24時間受付

○東京都児童相談センターによる、18歳未満のお子さんに関するあらゆる相談。

4152（よいこに）電話相談 TEL 03-3366-4152

聴覚言語障害者専用FAX 03-3366-6036

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時

（12月29日～1月3日を除く）

○ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談室）

TEL 03-3580-4970

相談受付時間：24時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分は、専門の担当者（心理職及び警察官）が対応します。夜間及び土・日曜日・祝日は、宿直の警察官が対応します。

警視庁ホームページアドレス

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

三鷹警察署

〒181-0012 三鷹市上連雀8-2-36

TEL 0422-49-0110(代表)

優 遇 制 度

J R 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給者及び同一世帯員の方は、通勤定期券運賃の3割引で「特定者用の通勤定期乗車券」を購入できます。

<手 続>

- ①次のものを持参のうえ、子育て支援課で「特定者資格証明書」の交付を受けてください。
 - ・ 定期券を購入される方の証明写真
(6か月以内撮影、正面上半身、縦4cm×横3cm)
 - ・ 児童扶養手当証書
 - ・ 印鑑
- ②「特定者用定期乗車券購入証明書」を交付します。
- ③駅窓口にて、上記の①の「特定者資格証明書」、と②の「特定者用定期乗車券購入証明書」を提出し、定期券購入申込書に記入し、定期券をお求めください。

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）
TEL 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→JR通勤定期乗車券の割引」のページもご覧ください。

都営交通機関の無料乗車券

児童扶養手当受給者及び同一世帯員のうち1人の方のみ、都バス・都電・都営地下鉄の年間無料乗車券の交付が受けられます。年間無料乗車券は使用者の誕生日有効期限の券で1年間有効となっています。

<手 続>

次のものを持参のうえ、子育て支援課で「都営交通無料乗車券」の交付を受けてください。

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑

<担当・問い合わせ先>

子育て支援課 手当・医療係（市役所4階43番窓口）

TEL 0422-45-1151 内線 2751～2753・2756

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て・福祉サービス→都バス・都電・都営地下鉄無料乗車券の交付」のページもご覧ください。

水道・下水道料金の基本料金の減免

三鷹市にお住まいの児童扶養手当受給世帯が受けられます。
共同住宅等にお住まいの世帯も減免が受けられます。

(契約名義人が児童扶養手当受給者本人の場合に限ります。)

<手 続>

①次のものを持参のうえ、子育て支援課で「水道料金・
下水道料金免除申請書」を受け取ってください。

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑

②①の「水道料金・下水道料金免除申請書」を下記担当に
提出してください。

<担当・問い合わせ先> 申請書の提出は下記まで

〒182-0022 調布市国領町7-29-5 調布サービスステーション

【料金免除に関するお問い合わせ先】

東京都水道局多摩お客様センター TEL 0570-091-100

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て・福祉サ
ービス→都営水道料金の減免」のページもご覧ください。

指定収集袋（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の収集手数料の減免

三鷹市にお住まいの、児童扶養手当受給者が下記のごみ処理手数料の減免を受けられます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、令和3年度に限り、9月中旬頃から郵送での申請受付を開始します。
詳しくは、三鷹市ホームページをご覧ください。

三鷹市ホームページトップ→暮らし・手続き→ごみ・環境・衛生→ごみ・リサイクル→生活ごみの出し方→減免対象世帯に家庭系ごみ指定収集袋をお渡しします

<交付枚数>

交付する指定収集袋のサイズ

- ・ 2～4人世帯 M袋（200）
- ・ 5人以上の世帯 L袋（400）

※複数の減免事由に該当する場合も、交付枚数は最大で100枚です。

<窓口での手続>

次のものを持参のうえ、ごみ対策課に申請してください。

- ・ 児童扶養手当証書

※9月中旬頃から郵送での受付を開始します。

<窓口での代理申請>

ご本人が申請に来られない場合は、次のものをお持ちになり代理申請も可能です。

- ・ ご本人の児童扶養手当証書（コピー可）

- ・代理人のかたの身分証明書
- ・委任状（世帯が別の場合）

<担当・問い合わせ先>

ごみ対策課（第二庁舎 2階）

TEL 0422-45-1151 内線 2533～2536

粗大ごみ・多量ごみのごみ処理手数料の減免

<手 続>

下記の①～③のいずれかでお申込みください。

①電話で申込む場合

粗大ごみ受付センターTEL 03-5715-1212までお申し込み下さい。（※児童扶養手当を受給されていることと、証書番号を申し込み時に伝えて下さい。）

②インターネットで申込む場合

「三鷹市ホームページトップページ→粗大ごみ受付→三鷹市粗大ごみ受付センターインターネット受付(外部リンク)→粗大ごみ処理手数料の減免をご利用される方」よりお申込みください。

③窓口で申込む場合

児童扶養手当証書を持って、ごみ対策課窓口にてお申し込み下さい。

★「みたか子育てねっと→支援・サービス→子育て支援・福祉サービス→粗大ごみ・多量ごみのごみ処理手数料の減免」のページもご覧ください。

各種電話相談あんない

区分	名称	電話	相談内容等	実施
ひとり親	生活相談	03(5261)8687	ひとり親家庭等の各種の相談(東京都ひとり親家庭支援センター はあと)	通年(祝日含む) 平日 9時～19時30分 土日祝 9時～16時30分
	養育費相談 面会交流支援	03(5261)1278		
	就業相談	03(3263)3451		
	就業相談 生活相談 養育費相談 グループ相談会	042(506)1182	ひとり親家庭等の各種の相談(東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩)	通年(祝日含む) 月水木土日祝 9時～17時30分 火金 9時～19時30分
養育費	養育費相談 支援センター	フリーダイヤル 0120(965)419 携帯・PHS 03-3980-4108	養育費に関する電話・メールによる相談(公益社団法人 家庭問題情報センター) [メール相談] info@youikuhi.or.jp	平日 10時～20時 水曜日 12時～22時 土・祝 10時～18時 (振替休日は休み)
女性	女性相談	03(5261)3110 (多摩地区) 042(522)4232	女性の抱える悩み相談(東京都女性相談センター)	月～金(祝日、年末年始を除く) 9時～20時 9時～16時
パートナーからの暴力	DV相談ナビ	#8008	最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります	
	DV相談+	0120-279-889	DVの相談 電話、メール、チャット	電話 24時間 メール 24時間 チャット12時～22時
	女性相談	03(5467)2455	配偶者暴力(DV)、交際相手暴力(デートDV)の相談(東京都配偶者暴力相談支援センター) ※女性弁護士による法律相談、精神科医師による面接相談を行っています。(要予約)	毎日 9時～21時 (年末年始を除く)
	男性相談	03(3400)5313	男性のための悩み相談(東京都配偶者暴力相談支援センター)	月水 17時～20時 土 14時～17時 (祝日・年末年始を除く)

区分	名称	電話	相談内容等	実施
性犯罪	性暴力救援ダイヤルN a N a	03(5607)0799	性犯罪・性暴力被害者の相談	24時間365日
緊急医療	東京消防庁救急相談センター	#7119	救急車を呼ぶ?病院へ行く?	24時間
		03(3212)2323	(23区)	
		042(521)2323	(多摩地区)	
医療機関	医療機関案内サービス「ひまわり」	03(5272)0303	医療機関案内サービス「ひまわり」	24時間
		聴覚障害者向け専用FAX 03-5285-8080		
医療	子供の健康相談室(小児救急相談)	#8000 フレッツ回線の固定電話、携帯電話 03(5285)8898	子供の健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が応じます。	月～金 18時～翌朝8時 土日祝・年末年始 8時～翌朝8時
いのち	いのちの電話	03(3264)4343	人生の危機に直面したとき (社会福祉法人 東京いのちの電話) ※インターネット相談可 https://www.inochinodenwa-net.jp/	24時間
		042(327)4343	人生の危機に直面したとき (NPO法人 東京多摩いのちの電話)	10時～21時 年中無休
	いのちの電話 毎月10日、フリーダイヤルの日	0120-783-556	毎月10日、フリーダイヤル(無料)の電話相談 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	8時～翌日8時
	TOKYO ENGLISH LIFE LINE	03(5774)0992	人生の危機に直面したとき (Tokyo English Life Line)	毎日 9時～23時 Daily from nine am to eleven pm
こころ	心の電話相談	03(3302)7711	中部総合精神保健福祉センター (東京都福祉保健局)	月～金 9時～17時 (土日、祝日、年末年始を除く)
		042(371)5560	多摩総合精神保健福祉センター (東京都福祉保健局)	
		03(3834)4102	精神保健福祉センター (東京都福祉保健局)	

区分	名称	電話	相談内容等	実施
ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ	東京都 夜間こころの電話相談	03(5155)5028	こころの電話相談 (東京都福祉保健局)	毎日 17時～22時 受付 21時30分まで
	こころといのちのほっとライン	0570(087478) ※PHSと一部のIP電話からはつながりません	東京都自殺相談ダイヤル (東京都福祉保健局) ※相談料は無料です。(別途、通話料がかかります。)	年中無休 14時～翌朝5時30分
子 ど も	東京都児童相談センター	03(3366)4152 聴覚言語障害者用FAX 03(3366)6036	いじめ、不登校、体罰、発達障害、自傷・自殺予防、子育て、高校進級・進路・入学相談、外国人児童・生徒相談等	平日 9時～21時 土日祝 9時～17時 (閉庁日、年末年始を除く)
	東京都教育相談センター	0120(53)8288	教育相談一般・いじめ相談	24時間対応
		03(3360)4175	高校進級・進路・入学相談	平日9時～21時 土日祝日9時～17時 (閉庁日、年末年始除く)
		0120(53)8288	外国人児童・生徒相談 (通訳あり)	金曜日の午後
	ヤング・テレホン・コーナー (面接相談あり)	03(3580)4970	少年についての問題 いじめ等 (警視庁 少年相談室)	8時30分～17時15分 月～金 専門の担当者 夜間及び土日祝 宿直の警察官
	子どもの虐待 110番	03(5300)2990	虐待のこと・子育てのこと等 (社会福祉法人 子どもの虐待防止センター)	平日 10時～17時 土曜 10時～15時 (日・祭日を除く)
事 件	事件・防犯 相談	#9110 03(3501)0110	事件や防犯の相談 (警視庁総合相談センター)	平日のみ 8時30分～17時15分
交 通 事 故	交通事故相談	03(5320)7733	損害賠償・示談・保険手続き (東京都生活文化局 広報広聴部都民の声課)	月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

区分	名称	電話	相談内容等	実施
都政	都政 一般相談	03(5320)7725	都政や日常生活上の相談 お問い合わせ (東京都生活文化局)	月～金 9時～16時 (祝日・年末年始を 除く)
住宅	住宅募集案内	03-3498-8894	都営住宅の募集案内 (東京都住宅供給公社 都 営住宅募集センター)	月～金 9時～12時 13時～18時 (土・日・祝日を除 く)
消費生活	消費生活相談	局番なし 188	消費者ホットライン (消費者庁)	原則毎日 (年末年始を除く)
		03(3235)1155	消費生活の相談 (東京都消費生活総合セン ター)	月～土 9時～17時 (日・祝日・ 年末年始を除く)
		0422(47)9042	消費生活の相談 (三鷹市消費者活動セン ター)	月～金(祝日、年 末年始を除く) 10時～12時 13時～16時
税金	税務相談室	0422(53)1311 聴覚障害者等案 内専用 048(601)3239	税金の相談 (東京都国税局武蔵野税務 署)	月～金 8時30分～17時 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)
年金	年金相談	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050で始まる電 話の場合 03-6700-1165	年金の相談 (日本年金機構)	月 8時30分～19時 火～金 8時30分～17時15分 第2土 9時30分～16時 (祝日(第2土を除 く)年末年始を除 く)
人権	人権相談 (法務省 人権擁護局)	0570(003)110	差別や虐待、パワーハラ スメント等の人権問題に ついての相談	月～金 8時30分～17時15分 (土、日、祝日を除 く)
		0570(070)810	女性の人権相談	
		0120(007)110	「いじめ」、虐待など子 どもの人権に関する相談	
	外国人の人権	0570-090911	外国人のための人権相談	平日 9時～17時 (年末年始を除く) Weekdays 9:00 through 17:00
	インターネット人権相談		http://www.moj.go.jp/JINKEJ/jinken113.html	

区分	名称	電話	相談内容等	実施
外国人相談	英語	03(5320)7744	外国人のための日常生活上の相談 (東京都生活文化局広報広聴部都民の声課)	(祝日・年末年始を除く) 月～金 9時30分～12時 13時～17時
	中国語	03(5320)7766		火・金 9時30分～12時 13時～17時
	韓国語	03(5320)7700		水 9時30分～12時 13時～17時

<MEMO>

<MEMO>

ひとり親家庭のしおり

令和3年8月発行

発行

子ども政策部 子育て支援課

〒181-8555

三鷹市野崎1-1-1

電話 0422-45-1151 (代表)

<https://www.city.mitaka.lg.jp/>